

# 社会福祉施設等において実施する『介護等の体験』事業（申込大学用）実施要項

## 1 本事業の趣旨

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「法」という。）に基づき、静岡県内の社会福祉施設その他の施設（法第2条第1項に規定する施設をいう。以下「福祉施設等」という。）において実施する「介護等の体験」の受入調整業務を社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うにあたり、必要な事項を定め「介護等の体験」の円滑な実施を図るものとします。

## 2 本事業の対象者

- (1) 本事業の対象者は、原則として静岡県教育委員会が定める「静岡県介護等の体験実施取扱要綱」（以下「要綱」という。）第2条第1項に定める小学校及び中学校の教諭の認定課程をもつ大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）に在籍する学生とします。
  - ① 静岡県内の大学等に在学する者
  - ② 首都圏、近畿圏、中京圏等に所在する大学等に在学し、静岡県を帰省先とする者
  - ③ 静岡県教育委員会が必要と認める者
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、介護等の体験ができる者から除きます。
  - ① 伝染のおそれのある疾病又は介護等の体験を行う上で妨げとなる疾患のある者
  - ② 福祉施設等の正常な活動を妨げるおそれのある者

## 3 本事業の内容

- (1) 体験の目的・性格  
本事業は、教諭の普通免許取得を希望する学生が、福祉施設等の利用者・職員との交流、共同作業をとおして利用者の生活や対人援助の実際に触れ、人権の尊重や人間関係形成の重要性、社会福祉の役割等について理解を深めることを目的とします。よって、体験の内容は、介護、介助に限定されたものではなく、下記に示す項目の基礎入門的なものを実施します。
- (2) 介護等の体験の具体的内容
  - ① 福祉施設等の利用者（児）の介護・介助、保育・養育の補助
  - ② 福祉施設等の利用者（児）との交流（話し相手）、学習活動の援助、授産作業
  - ③ 福祉施設等が行う行事、サークル活動等の施設業務の補助
  - ④ 掃除、洗濯、おむつたたみ等の作業の補助
  - ⑤ 福祉施設等のボランティアとともに行う活動への参加
  - ⑥ その他、福祉施設等が用意した活動への参加※体験内容に関しては、福祉施設等の種類や受入方針によって各施設で異なります。
- (3) オリエンテーションの実施
  - ① 事前オリエンテーション  
福祉施設等及び介護等の体験事業についての理解を深めるため、それぞれの大学等は、学生に対しての事前オリエンテーションを行うことを原則とします。
  - ② 受入福祉施設等におけるオリエンテーション  
受入福祉施設等では、①の事前オリエンテーションを前提とし、受入学生に対して、体験の初日（若しくは事前）に福祉施設等ごとのオリエンテーションの実施をお願いしてあります（施設の概要、運営方針、利用者の状況、体験の注意事項等）。

#### (4) 学生の責務

- ①本事業の体験については、受入福祉施設等の担当職員（活動中は現場の職員等）の指導に従って、体験を行ってください。
- ②介護等の体験の期間中に知り得た福祉施設等の利用者のプライバシーに関する情報については、決して口外してはなりません（守秘義務）。
- ③福祉施設等は利用者にとって生活の場、就労及び生活訓練の場であることを十分に理解し、利用者の生活を乱したり、人権や尊厳を傷つけることのないよう格別の注意を心掛けてください。

#### 4 福祉施設等での介護等体験の期間

##### (1) 期間：別に定める期間とする。

\*病気、ケガ等やむを得ない場合を除き、体験は必ず年度内に終了するよう学生に御指導ください。なお、年度内に体験が終了しない場合は、改めて体験申込していただく場合があります。

##### (2) 日数：原則として、月曜日から金曜日の「5日間連続」を基本とします。

\*体験期間中に「祝日」がある場合は、福祉施設等が受入可能な場合は体験日とし、不可能な場合は土・日曜日又はその前後の日に振り替えて実施する場合があります。

\*福祉施設等の都合により、非連続日（例／月～水、金、土）での体験になる場合があります。

\*諸事情により、福祉施設等で7日間体験をする場合は、事前に御相談ください。

##### (3) 時間：1日あたり概ね6時間程度とします。

\*ただし、それぞれの福祉施設等の受入方針や介護等の体験の内容によっては、この限りでない場合があります。

#### 5 本事業に要する費用

##### (1) 体験費用 1人1日2,000円（5日間－10,000円、7日間－14,000円）

介護等の体験費用は、大学等が体験希望学生分をとりまとめ、本会指定の金融機関に一括納入するものとします。また、本会はすべての大学等からの入金を確認後、体験費用のうち1人1日1,000円を受入福祉施設等に支払います。

\*体験費用の本会への納入は、受入決定通知が大学等に到着後、1か月以内をお願いします。

また、「納入名義」は入金確認の都合上、大学等の名前でお振込みください。

##### (2) 食費の徴収福祉施設等における食費（当該福祉施設等で調理する給食を食べる場合等）は、別途各体験先の福祉施設等が学生本人から直接徴収します。なお、受入福祉施設等によっては昼食を利用者等と一緒にとることが体験の必須条件となっている場合があります。

##### (3) 健康診断、細菌検査

受入福祉施設等が、体験の受入条件として学生に「健康診断書」、「細菌検査」の提出を義務付けている場合は、それに要する費用は学生の負担とします。

##### (4) その他の費用徴収

学生が福祉施設等へ通う交通費、施設で提供する食費の実費以外の体験中の費用は原則として施設の負担となります。ただし、費用の性格上、施設が負担し難い場合は、事前に両者が協議の上、決定することとします。

#### 6 実施申請の手続きについて

##### (1) 受入福祉施設等との調整は本会で行います。

- (2) 大学等は、介護等の体験の希望者をとりまとめ、「実施承認申請書」(様式第1号)を別に定める日までに本会に申し込むものとします。
- (3) 大学等は、「介護等体験申込書(学校用)」(様式第3号)、「介護等体験申込書(学生用)」(様式第4号)を一括して、別に定める日までに本会に申し込むものとします。
- (4) 大学等は、学生の希望を取りまとめるにあたっては、次の点について留意してください。
  - ① 特定の期間に集中することのないよう、予め年間を通して調整してください。
  - ② 調整にあたっては、「期日」を最優先としますが、第1・第2希望ともに沿えない場合があります。その場合には備考欄に、どうしても体験できない「期日」を記入してください。
  - ③ 「地域」については、近隣の地域での調整となる場合があります。  
\*調整を実施する際、できる限り希望に沿うように調整しますが、決定先の福祉施設がたとえ遠距離だとしても、体験先の変更には応じられませんので御了承ください。
- (5) 学生が個々に福祉施設等に申し込んだり、希望を変更したりすることは認めません。

## 7 受入福祉施設等の決定

- (1) 本会では、福祉施設等の受入条件、所在地等と、学生の「介護等体験申込書(学生用)」(様式第4号)を勘案して調整を行った上で、学校等に対して受入福祉施設等と日程の決定を通知します(「介護等体験受入決定通知書」(様式第6号))。
- (2) 大学等は学生に対して、体験を行う福祉施設等に遅くとも4週間前には電話等により、介護等の体験に関する確認を行うように指示してください。

## 8 学生の介護等の体験の変更・辞退・取消

- (1) 決定通知後の「期日」の変更については、原則として認めません。ただし、下記の事項については、大学等を通して、決定先の福祉施設等に連絡を入れた後、「変更・辞退届」(様式第2号)を提出してください。
  - ① 病気や事故により、決定した期日に体験できない場合
  - ② 特別支援学校の体験の日程と重なった場合
  - ③ その他、本会が特に認めた場合  
\*ただし、「祝日」や施設の都合により、非連続日での体験になる場合については、「変更・辞退届」(様式第2号)の提出は必要ありません。
- (2) 受入福祉施設等の施設長は、本要項の3-(4)に規定する事項に関して、著しく違反する行為があったと判断した場合は、学生の体験を取り消すことができます。
- (3) 納入された体験費用は、理由の如何を問わず返金しないこととします。

## 9 証明書の発行

- (1) 本事業における介護等の体験を終了した学生に対しては、「証明書」(様式第5号)に福祉施設等の長が学生の体験期間、施設名・所在地、体験の概要を簡単に記述し、施設長名の記入と押印(公印)をすることとします。
- (2) 大学等は、「証明書」(様式第5号)を作成し、体験が予定されている学生に持参させてください。学生は、「証明書」(様式第5号)に本籍地(都道府県名のみ)、氏名、生年月日を記入して、体験開始日までに福祉施設等へ提出してください。

## 10 体験終了後の報告

- (1) 大学等は、「介護等体験の自己評価票」(様式第7号)を体験が終了した学生に記入させ、これを取りまとめ、最終体験の学生の終了後4週間以内に本会へ提出してください。

## 11 事故等への対応について

- (1) 本事業に伴う学生の事故等に対しては、大学等あるいは学生が加入する保険で対応してください。(例：財団法人内外学生センターが実施する学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険A若しくはB他)
- (2) 万一、体験期間中に事故等が起きた場合は、直ちに本会に連絡し、事態収拾後「介護等体験事故報告書」(様式第8号)を本会に提出してください。

## 12 事故発生の責任について

- (1) 介護等の体験者及び大学等は、体験者が体験実施福祉施設等において、発生させた事故については、原則としてその責任を負うものとします。
- (2) 福祉施設等は、体験実施福祉施設等において、体験者等に対して発生させた事故については、原則としてその責任を負うものとします。
- (3) 大学等及び福祉施設等は、福祉施設等において事故の発生があったときは、速やかに県社協に、事故の状況を報告するものとします。
- (4) 体験中の事故については、『静岡県介護等の体験実施取扱概要書』第11条を準用し、大学及び体験者と、福祉施設・利用者及び職員との間で協議の上、解決することとします。

## 13 その他の留意事項等

- (1) 学生にお伝えいただきたい留意事項
  - ①介護等体験により知り得た施設利用者等のプライバシーに関する情報については、守秘義務があります。
  - ②体験の中で、介護技術や専門知識を必要とする援助を行うように指示された場合は、施設職員から十分な指導を受けた後、施設職員の付き添いの上で行ってください。できないと思う場合には、率直に施設職員に伝え、学校に相談するようにしてください。
  - ③体験に際しては、施設運営を妨げないために、また利用者の安全を守る観点からも、施設の受け入れ担当者をはじめとした職員の指示に従ってください。
- (2) 体験上の困りごとについて受け入れ施設には介護等体験の実施要項の中で、下記の事項について徹底するよう依頼していますが、守られない場合や、その他介護等体験の趣旨から逸脱するような状況(※)があった場合には、本会までご連絡ください。
  - ・利用者から学生への性的言動(セクシャル・ハラスメント)の防止
  - ・介護等体験学生に専門的な介護技術を要する援助は行わせないことやむを得ず行わせる場合には十分な指導の後、職員の付き添いの上で行わせること
  - ・身体介護を行わせる場合には、同性介助を原則とすること※逸脱している例
  - 職員が利用者の権利を侵害している、○利用者に対する職員の言動やサービス内容に問題がある、○体験内容が洗濯や掃除、就労支援における作業活動だけで利用者との交流の機会が全く用意されていない、○職員が体験学生の携帯電話番号を個人的に聞くなど

## 14 その他

- (1) 本要項中に定めるもののほか、必要な事項については本会が定めることとします。
- (2) この要項の実施に係る事務は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課が行います。

**附 則**

- 1 この要項は、平成14年度の事業から施行します。
- 2 この要項の施行前の「社会福祉施設等において実施する介護等の体験の受入調整業務実施要綱」（平成10年7月30日制定）は、平成13年度事業までとして廃止します。

**附 則**

この要項は、平成15年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成16年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成18年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成19年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成20年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成23年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成27年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成29年度の事業から施行します。

**附 則**

この要項は、平成31年度の事業から施行します。